

半田市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月三十一日

半田市長 久世孝宏

半田市条例第十八号

半田市議会委員会条例の一部を改正する条例

半田市議会委員会条例（平成三年条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中八を削り、同号二を同号八とし、同号ホからリまでを同号二からチまでとする。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。